

肝炎対策事業におけるマイナンバー利用の 本格運用が令和8年12月から始まります



1 対象事業

- (1) 肝炎治療特別促進事業（医療費助成）
- (2) 定期検査費用助成
- (3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

2 開始時期

令和8年12月1日から開始

3-①マイナンバーを利用する場合

添付書類の一部が**省略可能**となります

(例)肝炎治療医療費助成の新規(更新)申請

- (1) 申請書
- (2) 診断書(核酸アナログ製剤治療更新の場合は治療内容に関する資料)
- (3) 世帯全員分の住民票謄本
- (4) 現在の受給者証（更新の場合）
- (5) 世帯員調査書兼同意書

- (6) 世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類
- (7) 健康保険の資格情報の書類(資格確認書又は資格情報のお知らせ)

3-②マイナンバーを利用しない場合

従来どおりの手続きとなります

(例)肝炎治療医療費助成の新規(更新)申請

- (1) 申請書
- (2) 診断書(核酸アナログ製剤治療更新の場合は治療内容に関する資料)
- (3) 世帯全員分の住民票謄本
- (4) 現在の受給者証（更新の場合）

- (5) 世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類
- (6) 健康保険の資格情報の書類(資格確認書又は資格情報のお知らせ)

上記2点の書類が省略可能（ただし、4の対応が必要です）

※定期検査費用助成の申請→(6)・(7)が省略可能

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請→(7)が省略可能

※肝炎治療費請求や定期検査費用助成、肝がん等の医療費償還払い請求の場合は、振込口座を確認できる書類(金融機関の通帳やキャッシュカードの写し等)も省略可能となります

※医療機関への受診の際は、肝炎治療自己負担上限額管理票の提示が従来どおり必要となります

3-①の場合

4 本格運用開始にあたっての対応

マイナンバーを利用される方は、以下の**STEP1～3の対応が必要**となります。

- STEP1** マイナンバーカードに健康保険証、口座情報を登録しているか確認
→登録がまだの方は、ご自身で登録を行ってから次のステップに進んでください。（職員が代わりに登録することはできません。）
- STEP2** 「世帯員調査書兼同意書」に世帯全員が自署・マイナンバーを記載
→世帯全員の同意が必要です。
- STEP3** 申請窓口で本人確認と世帯全員のマイナンバー確認
※申請を郵送で行う場合は、①及び②の写しを添付してください
①本人確認（次のいずれかを選択） ※必ず原本をご持参ください。
 - ☐ 申請者本人のマイナンバーカード
 - ☐ マイナンバーが記載された住民票又は通知カード+身分証明書(顔写真付)②世帯全員のマイナンバー確認
 - ☐ マイナンバーを確認できる書類（写しでも可）

★詳しくは、裏面をご確認ください。

1 本人確認と本人のマイナンバー確認方法

申請者本人が持参する場合、どちらかの方法をお選びください。【原本】

- (1) 申請者本人のマイナンバーカード
- (2) マイナンバーが記載された住民票 又は 申請者本人の通知カード
+ 申請者本人の運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳、パスポート等、
顔写真付きの証明書

※顔写真付き証明書がない場合には、次の書類のいずれか2つをご用意ください。
国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、肝炎治療 受給者証、
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証、官公署から発行・発給された書類等

2 世帯全員のマイナンバー確認方法

どちらかの方法をお選びください。【写しでも可】

- (1) 世帯全員のマイナンバーカード
- (2) マイナンバー記載の住民票 又は 世帯全員の通知カード

3 代理人が申請を行う場合

- (1) 代理権の確認【原本】
 - ①任意代理人*1・・・委任状
 - ②法定代理人*2・・・戸籍謄本その他その資格を証明する書類
 - *1 任意代理人とは、法定代理人以外の者
 - *2 法定代理人とは、申請者の親権者や成年後見人等に該当する者
- (2) 代理人の身元確認【原本】

代理人のマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、
身体障害者手帳、公的機関が発券・発行した写真の添付がある書類

※氏名、生年月日（又は住所）の記載があるもの

※顔写真付がなければ書類を2つご用意ください。
- (3) 申請者の番号確認【写しでも可】

申請者本人のマイナンバーカード、通知カード、又はマイナンバー記載の
住民票

ご不明点等ありましたら、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は感染症・疾病対策課までご連絡ください

問合せ先	所在地	電話番号
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-6225
県東健康福祉センター	真岡市荒町116-1	0285-82-3323
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-1219
県北健康福祉センター	大田原市本町2-2828-4	0287-22-2679
安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5895
今市健康福祉センター	日光市瀬川51-8	0288-21-1066
栃木健康福祉センター	栃木市神田町6-6	0282-22-4121
矢板健康福祉センター	矢板市鹿島町20-22	0287-44-1297
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央1-6-92	0287-82-2231
宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町972	028-626-1114
感染症・疾病対策課感染症対策室	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2834